

## 公民館つながるパレット

# 登録のてびき



### 中央公民館が行う登録団体の支援内容

- 市民から団体への問い合わせ対応
- 届出団体からの学習相談への支援
- 地域連携イベントの企画運営
- 活動の取材・広報
- 公民館フェスタへの出演オファー

### 登録団体としての実施事項

- 毎年度の登録手続
- 定例の活動報告又は取材受入
- 中央公民館の講座やイベント等への協力
- 地域力の向上につながる活動への参加  
(例:学校現場でものづくりを継承する授業や生演奏会・作品展示による市内店舗の集客、市や自治会の清掃活動等)

### 登録要件

以下全てに該当する団体はご登録いただけます。

- 会員数(講師除く)が5名以上
- 会員(講師除く)の半数以上が浦添市民
- 中央公民館又は自治公民館が主催する地域力強化活動に1回以上参加できる。
- 団体概要及び活動写真等を市ホームページで公開することに了承できる。
- 中央公民館からの連絡事項を団体内で漏れなく共有できる。
- 営利活動を目的としない。
- 特定の政党や候補者の利害に関与しない。
- 特定の政党・候補者・教派・教団・宗派の支援活動を行わない。

## 浦添市立中央公民館団体登録制度『公民館つながるパレット』実施要綱

令和8年2月4日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）が運用する社会教育活動を進める団体の登録制度を通じて、市民の主体的な学習活動の自立を支援し、その学びの成果を地域力の向上や地域課題の解決につなげることで、地域を担う人材の育成・確保を図り、もって社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(登録団体への支援)

第2条 中央公民館は、登録団体に対し、次の活動支援を行うものとする。

- (1) 学習活動に関する提案及び助言を行うこと。
- (2) 学習の成果を活用した地域力強化活動の機会を提供すること。
- (3) 学習成果を発表する場として、公民館フェスタの出演機会を提供すること。
- (4) 団体が新たな会員を獲得できるよう、取材や広報などの活動を促進すること。

(登録の基準)

第3条 登録ができる団体は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 講師を除く会員数が5名以上かつ過半数が浦添市民であること。
- (2) 自己研磨又は健康維持等の学習活動を月1回以上行う団体であること。
- (3) 登録期間中に、中央公民館又は自治公民館が主催する地域力強化活動に1回以上参加すること。
- (4) 団体概要及び活動写真等を市のホームページで公開することを了承する団体であること。
- (5) 中央公民館からの連絡事項を団体内で漏れなく共有できる体制を整えること。
- (6) 営利活動を目的としない団体であること。
- (7) 特定の政党の利害に関わり、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することを行わない団体であること。
- (8) 特定の政党や候補者を支持する活動、又は特定の教派、宗派若しくは教団の支援を行わない団体であること。

(登録の申請)

第4条 新たに登録の申請をしようとする団体は、中央公民館団体登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(登録の認定)

第5条 教育長は前条の申請書を受理したときは、第3条に規定する要件に基づき、登録の可否を決定する。

- 2 教育長は、登録の可否を決定するにあたり、必要があると認めるときは、実地の調査を行うことができる。

3 教育長は、登録を決定した場合は、申請団体の代表者に中央公民館団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

4 教育長は、申請団体が登録の要件に適さない場合は、申請団体の代表者に対し、中央公民館団体登録（申請却下・取消）通知書(様式第3号)により通知する。

（登録の有効期間）

第6条 前条に規定する登録証の有効期間は4月1日から3月31日までの1年以内とする。

（登録内容の変更等）

第7条 登録団体は、第4条の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、中央公民館団体登録変更届（様式第4号）を中央公民館に提出しなければならない。

2 登録団体が活動を中止及び解散したときは、速やかに中央公民館団体登録取消届（様式第5号）を提出しなければならない。

（登録の取消）

第8条 教育長は、登録団体が次のいずれかに該当するときには、登録を取り消すことができる。

（1）申請の内容に虚偽があったとき。

（2）登録の要件を欠くに至ったとき。

（3）その他、登録団体としてふさわしくない行為等があったとき。

2 教育長は、前項に規定する登録の取消をした場合は、申請団体の代表者に対し、中央公民館団体登録申請（却下・取消）通知書(様式第3号)により通知する。

（活動報告）

第9条 登録団体は、登録の有効期間内において、中央公民館登録団体活動報告書（様式第6号）による活動報告を教育長に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

## ① これまでの制度との違い

- 1 支援方法・・・中央公民館の縮小移転に伴い、これまで登録サークルに行ってきた施設面の活動支援に代わり、情報発信のお手伝いや活動の成果を地域活動に生かす機会の提供を行います。
- 2 登録対象・・・既存の公民館サークルに加えて、中央公民館講座を受講後に学びを継続する方々や、自主企画まなび助成制度から発足したグループも届出の対象とし、地域力をともに高める仲間づくりの輪を広げていきます。

## ② 登録の流れ

- (1) 登録申込・・・年度ごとの登録となります。令和8年度の登録は、以下の期間内にウェブフォームで申請してください。  
令和8年3月2日(月)から3月27日(金)まで



- (2) 登録の認定・・・令和9年3月末までの登録期間として「中央公民館団体登録証」をメールで送付します。  
※登録要件に合致しない等の理由がある団体には「中央公民館団体登録申請却下通知書」をメールで送付します。

## 資 料

---

浦添市立中央公民館団体登録制度『公民館つながるパレット』実施要綱

各種ご相談は、中央公民館窓口 午前8時30分から午後5時までで受付。

※昼時間帯（正午～午後1時）も対応しています

※土日祝日・年末年始（12月28日～1月3日）はお休みです

問い合わせ先 | 浦添市教育委員会 社会教育推進課 公民館係

浦添市立中央公民館 (098) 879-5503